

提出課税資料 早見表

放課後児童クラブの入級に必要な課税資料の提出について、下記の表をご参照ください。

※保護者の方それぞれに必要です。別居や別世帯であっても、婚姻中はお二人分の市民税額を加算します。

【表の内訳】 令和7年1月1日時点の住所地が、①玉野市内（A. 申告済 B. 未申告 C. 配偶者の扶養）の場合
②玉野市外（A. 申告済 B. 未申告 C. 配偶者の扶養）の場合

条件		必要なこと
① 令和7年1月1日に住民票が玉野市内にあった方	A. 令和6年1月～12月の収入について申告済み（年末調整を含む）の方	・別添「同意書」を夫婦で一部提出してください。市こどもみらい課が課税状況を確認します。 ※ただし配偶者の扶養に入っている方は、①Cも必要
	B. 令和6年1月～12月の収入について申告（確定申告、年末調整、市民税申告）をしていない方	・玉野市税務署または玉野市役所税務課に、 令和6年1月～12月分の収入について申告 をしてください。※確定申告の場合、または3月以降に市民税申告をした場合は、データの反映が算定に間に合わない恐れがあるため、申告書の写しを添付してください。
	C. 配偶者の税法上の扶養に入っている方	※配偶者の扶養に入っている場合も、別途、ご本人としての申告が必要です。 ・玉野市役所税務課で市民税申告（または税務署で確定申告）してください。 ※確定申告の場合、または3月以降に市民税申告をした場合は、データの反映が算定に間に合わない恐れがあるため、申告書の写しを添付してください。
② 令和7年1月1日に住民票が玉野市外にあった方	A. 令和6年1月～12月の収入について申告済み（年末調整を含む）の方	・令和7年1月1日時点の住所地の役所から、令和7年度所得課税証明書（調整控除額が記載されたもの）を取り寄せて提出してください。 ※令和7年度市民税・県民税納税通知書の写し（調整控除額が記載）も可 ※源泉徴収票は不可
	B. 令和6年1月～12月の収入について申告（確定申告、年末調整、市民税申告）をしていない方	・令和7年1月1日時点の住所地に 令和6年1月～12月分の収入について申告 をし、令和7年度所得課税証明書（調整控除額が記載されたもの）を取り寄せて提出してください。 ※申告に関する詳細は令和7年1月1日時点の住所地の自治体にお問い合わせください。
	C. 配偶者の税法上の扶養に入っている方	※配偶者の扶養に入っている場合も、別途、ご本人としての申告が必要です。 ・令和7年1月1日時点の住所地で 令和6年1月～12月分の収入について申告 をし、令和7年度所得課税証明書（調整控除額が記載されたもの）を取り寄せて提出してください。 ※申告に関する詳細は令和7年1月1日時点の住所地の自治体にお問い合わせください。

